

# 「男性の育児休業等取得促進」

# 「長時間労働の是正」

に取り組む企業を **応援** します！



本事業は、「男性の育児休業等取得促進」または「長時間労働の是正」に取り組むモデル企業に対し県がアドバイザーを派遣し奨励金の支給を行う事業です。



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

募集企業数

18社 ※本事業の参加には審査があります

対象企業

- 県内に事業所を有すること
- 労働関係法令の規程を順守していること
- 雇用保険適用事業所であること
- 県が行う広報・啓発活動に協力できること

奨励金

## 男性の育児休業等取得促進

申込期限：  
令和4年12月末日

※参加の申込みは、原則として育児休業開始日が属する月の前々月末までに行う必要があります。

1か月以上取得 奨励金 **30** 万円

**要件** 県内の事業所に勤務する男性従業員が連続1か月以上（週休日等を含む）の育児休業等を取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施。  
※過去3年以内に連続1か月以上の育児休業等を取得した従業員がいない企業が対象となります。

10日以上取得 奨励金 **20** 万円

**要件** 県内の事業所に勤務する男性従業員が連続10日以上（週休日等を除く）の育児休業等を取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施。  
※過去3年以内に連続10日以上以上の育児休業等を取得した従業員がいない企業が対象となります。

## 長時間労働の是正

申込期限：  
令和4年9月末日

奨励金 **20** 万円

- 要件** 取得期間（3か月間）に(1)～(3)を全て実施
- (1) 所定外労働の平均時間数を過去2年の同時期と比較して15時間以上削減
  - (2) 各月45時間を超える所定外労働を行っている従業員がいない
  - (3) 36協定において延長することができる労働時間の上限が年360時間以内



# 働き方見直し支援事業 申込書

FAX : 048-840-3024

企業名

〒

所在地

電話

F A X

メールアドレス

ホームページ URL  
または事業内容

従業員数	男性	名	正規	名
	名	うち	女性	名
			非正規	名

担当者氏名

担当者連絡先

取組目標

- 男性の育児休業等取得促進 1か月以上取得
- 男性の育児休業等取得促進 10日以上取得
- 長時間労働の是正

確認事項（「男性の育児休業等取得促進」に取り組む場合のみ）

- 男性育児休業等推進宣言企業に登録している
- 男性育児休業等推進宣言企業にこれから登録する

## 事業の流れ

※本事業の参加には審査があります。

### STEP1

#### お申込み

お電話、FAX またはお申込みフォームよりお申込みください。  
■申込フォーム <https://tmc-soudan.com/saitama/workstyle-advisor2022/>  
\* 男性の育児休業等取得促進の取組に参加を希望する企業は、「男性育児休業等推進宣言企業」への登録が要件になります。

申込フォーム



### STEP2

#### ヒアリング・審査

参加希望企業に対して、ヒアリングを実施し、結果を基に県が審査を行います。審査結果は県からご連絡いたします。

### STEP3

#### アドバイザー派遣

県で選定したアドバイザーが、成果目標達成に向けた取組の支援を行います。

### STEP4

#### 報告書の提出

成果目標を達成した場合、取組の成果を報告書として提出いただきます。

### STEP5

#### 奨励金の支給

県から奨励金が支給されます。

問合せ先：株式会社 TMC 経営支援センター 大宮支店（委託運営）  
TEL : 048-767-6835 FAX : 048-840-3024 E-Mail : hatarakikata-saitama@tmc-jinji.com  
URL : <https://tmc-soudan.com/saitama/workstyle-advisor2022/>

申込フォーム



埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当  
TEL : 048-830-3960  
URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/torikumi/review/index.html>

埼玉県 働き方改革ポータルサイト

